

船舶事故調査報告書

平成26年7月24日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵男（部会長）
 委員 庄司 邦昭
 委員 根本 美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成26年4月17日 11時30分ごろ
発生場所	新潟県長岡市寺泊港 寺泊港第1防波堤灯台から真方位168°870m付近 （概位 北緯37°38.4′ 東経138°45.5′）
事故調査の経過	平成26年4月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 ^{おと} 音丸、0.8トン NG3-15803（漁船登録番号）、個人所有 6.75m (Lr) × 1.70m × 0.73m、FRP ガソリン機関、60kW（動力漁船登録票による）、平成2年4月26日 B 漁船 ^{しやうえい} 第五正栄丸、0.7トン NG3-17009（漁船登録番号）、個人所有 6.57m (Lr) × 1.68m × 0.65m、FRP ガソリン機関、36.8kW、昭和60年6月 第220-23796号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 80歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年9月3日 免許証交付日 平成25年3月22日 （平成30年12月1日まで有効） B 船長B 男性 59歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成19年10月11日 免許証交付日 平成24年7月23日 （平成29年10月10日まで有効）
死傷者等	A なし B 軽傷 1人（甲板員B）
損傷	A 船首及び船底外板表面に剝離 B 右舷船首外板に小破口

<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、寺泊港沖防波堤（以下、防波堤及びふ頭については寺泊港を省略する。）付近で刺し網漁の操業を終え、第1防波堤南端と西ふ頭間の港口に向けて南進した。</p> <p>船長Aは、船尾に腰を掛け、船外機のスロットルを全速の8割程度となるように操作し、A船は、船首が浮上して船首方に死角（視界が制限される状態）が生じたが、第1防波堤南端付近の西側に他船はいないものと思い、船首を左右に振るなどして船首方の死角を補わずに航行を続けた。</p> <p>A船は、船首方に死角が生じた状態で航行を続けていたところ、平成26年4月17日11時30分ごろ、第1防波堤南端付近の西側において、A船の船首部とB船の右舷船首部がほぼ直角に衝突し、A船がB船に乗り揚げた。</p> <p>B船は、船長B、甲板員B及び潜水士2人が乗り組み、第1防波堤南端付近の西側において、A旗を掲げ、船首を西方に向け、船外機を停止して漂流し、潜水士2人が海底のなまこを採取していた。</p> <p>船長Bは、沖防波堤付近で操業中のA船に気付き、A船が南進することを認めたが、B船が第1防波堤の近くで漂流しており、B船に接近すれば、第1防波堤にも接近することとなるので、A船が接近して来ることはないと思い、甲板員Bにその旨を告げてなまこ採取の監視を行っていた。</p> <p>甲板員Bは、A船がB船に向かって約150mの距離まで接近したため、こっちに来る旨を叫びながら、右舷端に立ってA船に向かってA旗を振り、船長Bは直ちに船外機を始動して後進に操作し、B船は、約2～3m後進したものの、B船とA船が衝突した。</p> <p>甲板員Bは、衝突直前、旗竿<small>ざお</small>を持って右舷側から海に飛び込み、右股関節打撲を負った。</p> <p>A船及びB船に浸水はなく、それぞれ自力航行して寺泊港に戻った。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船及びB船は、レーダー、GPSプロッターなどの航海計器及び音響による信号を行うことができる機器がなかった。</p> <p>船長A、船長B及び甲板員Bは、救命胴衣を着用していた。</p> <p>B船は、潜水士2人と命綱などで結ばれておらず、移動可能な状態であった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、寺泊港を南進中、船長Aが、第1防波堤南端付近の西側に</p>

	<p>他船はいないものと思い、船首を左右に振るなどして船首方の死角を補う見張りを行っていなかったことから、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、第1防波堤南端付近の西側で漂泊し、潜水士がなまこを採取中、船長Bが、南進するA船を認めたものの、A船が第1防波堤の近くにいるB船に接近することはないと思い、なまこ採取の監視を行っていたことから、A船の接近に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、寺泊港において、A船が南進中、B船が漂泊して潜水士がなまこを採取中、船長Aが船首方の死角を補う見張りを行っておらず、また、船長Bがなまこ採取の監視を行っていたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 航走中に船首が浮上して船首方に死角が生じた際は、船首を左右に振って死角を補うなどし、常に見張りを適切に行うこと。 ・ 他船の動静については、思い込みで判断することなく、継続した見張りを行って判断すること。